|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備考 |
| 貿易一般保険包括保険（２年未満案件）の引受基準について日本機械輸出組合　日本鉄道車両輸出組合　日本船舶輸出組合平成13年4月1日　01-制度-00069　最終改正　平成21年6月29日　一部改正　この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書」、「貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書」又は「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書」（以下「船舶特約書」という。また、以下３者を総称して「設備財特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第４条（附帯別表第４）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第１条の輸出契約等（輸出契約又は貿易保険法第26条第１項及び第２項に基づき輸出契約若しくは仲介貿易契約とみなされるものをいう。以下同じ。）のうち２年未満案件（「別紙１　２年未満案件の解釈等」１．に該当する輸出契約等をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。記１．基本的引受基準(1)から（５）　（略） (6) ①および②　　（略） ③　政府開発援助契約等（「別紙３　政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。）については、上記①及び②の規定並びに設備財特約書第４条第６項にかかわらず、信用事由により生じた損失をてん補することとする。（契約金額が500億円以下のものに限る。）イ.「政府開発援助契約等」１（１）及び２.については輸出契約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由　（輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず海外商社名簿について（01－制度-00063）の事故管理区分に該当しない場合は、約款第４条第１１号において「これらに準ずる者」とみなす）ロ.上記イ以外の「政府開発援助契約等」については、ＩＬＣスイッチ方式又はトランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第４条第１１号の事由にあっては輸出契約の相手方が名簿の与信管理区分ＧＳ格、ＧＡ格又はＧＥ格に格付されている場合に限る④　　（略） (7)から(10)　　（略）　２　　（略）附　則〔抄〕附　則〔平成19年7月2日〕改正後の１．（６）①ロの規定中「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500）若しくは信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とする。この改正は、平成19年7月9日から実施する。附　則〔平成21年6月17日〕この改正は、平成21年6月18日から実施する。附　則〔平成21年6月12日〕この改正は、平成21年6月19日から実施する。附　則〔平成21年6月29日〕この改正は、平成21年6月30日から実施する。［別紙１］　（略）［別紙２］　（略）［別紙３］　（略）［別紙４］　（略）［別紙５］　（略）［別　表］　（略） | 貿易一般保険包括保険（２年未満案件）の引受基準について日本機械輸出組合　日本鉄道車両輸出組合　日本船舶輸出組合平成13年4月1日　01-制度-00069　最終改正　平成21年6月17日　一部改正　この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書」、「貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書」又は「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書」（以下「船舶特約書」という。また、以下３者を総称して「設備財特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第４条（附帯別表第４）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第１条の輸出契約等（輸出契約又は貿易保険法第26条第１項及び第２項に基づき輸出契約若しくは仲介貿易契約とみなされるものをいう。以下同じ。）のうち２年未満案件（「別紙１　２年未満案件の解釈等」１．に該当する輸出契約等をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。記１．基本的引受基準(1)から（５）　（略）。(6) ①および②　　（略） ③　政府開発援助契約等（「別紙３　政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。）については、上記①及び②の規定並びに設備財特約書第４条第６項にかかわらず、信用事由をてん補することとする。（契約金額が500億円以下のものに限る。）④　　（略） (7)から(10)　　（略）　２　　（略）附　則〔抄〕附　則〔平成19年7月2日〕改正後の１．（６）①ロの規定中「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500）若しくは信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とする。この改正は、平成19年7月9日から実施する。附　則〔平成21年6月17日〕この改正は、平成21年6月18日から実施する。附　則〔平成21年6月12日〕この改正は、平成21年6月19日から実施する。［別紙１］　（略）［別紙２］　（略）［別紙３］　（略）［別紙４］　（略）［別紙５］　（略）［別　表］　（略） |  |